様式第8号(第4条関係)

(表)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　被措置者本人　　　　様

身延町長

措置開始(変更)通知書

　老人福祉法第11条の規定により、あなたの老人ホームヘの入所措置について次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定事項 | | | 措置の開始　(変更) | | | | 措置年月日 | | 年　　月　　日 |
| 被措置者 | 氏名 | |  | | | 男・女 | | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 入所前住所 | |  | | | | | | |
| 措置する施設 | 施設種別 | | | |  | | | 施設名 |  |
| 施設所在地 | | | |  | | | | |
| 措置費の額 |  | | | | | | | |
| 措置開始・変更の理由 | | | |  | | | | | |
| 措置費の交付について | | | | 毎月分の措置費は、老人ホームの管理者又は養護受託者からの請求に基づいて老人ホームの管理者又は養護受託者に交付します。 | | | | | |
| (備考) | | | | | | | | | |

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。